

貨物軽自動車運送事業者の

安全対策

取組強化!

令和7年4月より、
貨物軽自動車
運送事業者の
新たな安全対策が
施行されます



選任届出を行わない場合
事業停止の可能性!

新たな安全対策

✓ 貨物軽自動車
安全管理者の **講習受講**

✓ 貨物軽自動車
安全管理者の **選任**

✓ 初任運転者
等への **指導及び適性診断の受診**

✓ **業務の記録** ✓ **事故の記録**

✓ 国土交通
大臣への **事故報告**

これらの内容について、
概要を説明したリーフ
レットを作成しています。
掲載ページはコチラ

